

# 被害者支援 ニュース



認定特定非営利活動法人  
全国被害者支援ネットワーク

## 第17号

2015.7.21 発行

認定特定非営利活動法人  
全国被害者支援ネットワーク

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-14-10  
東京外国語大学本郷サテライト 6階  
TEL 03-3811-8315 FAX 03-3811-8317  
ホームページ <http://www.nnvs.org/>

- 巻頭言 ..... 全国被害者支援ネットワークに必要とされること 理事就任1年の所感 1
- 特集 ..... 被害者の切実な声から生まれた『市町村における犯罪被害者等基本条例案』～その狙いと期待～ 2~4
- 寄稿 ..... 犯罪被害賠償法の制定に向けて 5
- センター紹介 静岡犯罪被害者支援センター 6
- 用語解説 ..... 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律 7
- 全国被害者支援ネットワーク総会が開催されました 8
- 全国被害者支援ネットワークホームページがリニューアルオープンします 8
- 編集後記 8

### 巻頭言

## 全国被害者支援ネットワークに必要とされること 理事就任1年の所感

理事 ● 磯部 文雄

理事就任前の私は、飲酒運転による事故の話を読んだら、被害者の家族の方の怒りはいかばかりか、と考えておりました。そして、そうした方々の運動により道路交通法等の罰則が強化された、ということは承知しておりました。しかし、その背後に被害者を支援している活動があること、そしてそれが全国ネットワークを結んでいることなどは、申し訳ありませんが、まったく知りませんでした。

私は、もう30年も前になりますが2年ほど警察にも出向して県警少年課長も経験しておりましたが、考えていたのは加害者の再犯防止が中心でした。しかし、理事に就任してネットワークの活動の中でいろいろな犯罪被害者の方の話を知り、もっともっと多くの人に被害者の方々の状況を知ってもらいたいと強く感じました。被害は故なく突然降りかかってきたわけですし、どんな人にもその可能性はある、ということに思いました。

こうした背景から私の今の理解では、ネットワークの仕事の第一は、犯罪被害者を支援していくことの大切さを公にし、現実に各都道府県でそうした活動がなされている、ということの広報だと考えます。それは、国民の誰もが被害者になった時に備えての有益な知識であり、

したがって、そうした活動を支援していくことが国民みんなに求められている、ということを知ってもらう必要があるからに他なりません。

その次に必要なのは、実際に被害に遭われた方からの相談への対応でしょう。まず警察署に我々の活動をPRする資料を掲示してもらうことが大切です。次は、最初の受け入れとその後の継続的な相談の2段階に分けた対応が必要と思われます。最初の相談については、できるだけ長い時間電話を待ち受けられることが必要ですが、実際にかかる頻度は多くはないでしょう。そうだとするとその体制を各都道府県ごとにするのは非効率のように思われます。全国をいくつかの地域に分け、曜日に応じて各都道府県交代で対応するなど、最初の相談体制を取ってはどうか。また、その後の継続的な相談は、被害者の住所地の相談員の方が最初の相談者から引継ぎ、継続的に行っていくのが適当でしょう。

せっかく全国ネットワークという横のつながりがあるので、もっともっと連携していくことが必要なのではないか、と感じています。

発行：公益社団法人全国被害者支援ネットワーク